

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子どもや高齢者、障がい者、外国人などが集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有するほか、サービス提供の担い手ともなることで、多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応できる交流拠点（以下「拠点」という。）の活動を支援するため、徳島県ユニバーサルカフェ認定制度について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

（2）高齢者

65歳以上の者。

（3）障がい者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。

（4）外国人

日本の国籍を有しない者。

（審査会）

第3条 この要綱に基づく徳島県ユニバーサルカフェの認定（以下「認定」という。）及びその他必要な事項を審査するため、徳島県ユニバーサルカフェ認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

（認定の基準）

第4条 認定の基準（以下「認定基準」という。）については、別紙のとおりとする。

（認定の対象）

第5条 この要綱による認定の対象となる拠点は、次に掲げる団体等が運営するものとする。

（1）社会福祉法人

（2）特定非営利活動法人

（3）その他知事が特に認める者

（認定の申請）

第6条 認定を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、徳島県ユニバーサルカフェ認定申請書（別紙様式1）を知事に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請を行うことができない。

（1）法令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等でないこと。

（3）第14条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

（4）業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者がある者

(認定の審査、決定等)

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び拠点の実地審査を行う。

- 2 知事は、前項の規定による書類の審査及び実地審査の結果を審査会に諮り、審査会は、認定の審査をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定による審査会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、当該申請者に対し、徳島県ユニバーサルカフェ認定通知書（別紙様式2）により、その旨を通知する。
- 4 知事は、第2項の規定による審査会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、当該申請者に対し、徳島県ユニバーサルカフェ不認定通知書（別紙様式3）により、その旨を通知する。

(認定証の交付等)

第8条 知事は、前条第3項に規定する徳島県ユニバーサルカフェ認定通知書の送付を受けた申請者（以下「認定団体等」という。）に対して、認定を証する書面（別紙様式4）（以下「認定証」という。）を交付する。

- 2 認定団体等は、認定証を紛失し、又は破損したときは、徳島県ユニバーサルカフェ認定証紛失・破損届出書（別紙様式5）を知事に提出し、認定証の再交付を受けるものとする。
- 3 前項の規定に基づき認定証の再交付を受けた後に紛失した認定証を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から3年を経過する日の属する年度末とする。

(認定の更新)

第10条 認定団体等は、認定期間の満了後においても、引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の更新を申請をすることができるものとする。

- 2 前項の規定による認定期間の更新を申請する認定団体等は、その認定期間の満了する年の1月31日までの間に徳島県ユニバーサルカフェ認定更新申請書（別紙様式6）を知事に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により更新される認定期間は、更新前の認定期間の満了する日から3年間とする。

(認定の内容の変更)

第11条 認定団体等は、認定を受けた事項のうち認定基準に関する内容に変更が生じた場合は、遅滞なく徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更申請書（別紙様式7）により知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び拠点の実地審査を行う。
- 3 審査の結果、申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、当該申請者に対し、徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更承認書（別紙様式8）を交付する。
- 4 第1項に該当しない軽微な変更が生じた場合は、徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更届出書（別紙様式9）により知事に届け出なければならない。

(認定廃止届)

第12条 認定団体等は、拠点の廃止、その他の理由により認定がなくなつた場合には、遅滞なく徳島県ユニバーサルカフェ認定廃止届出書（別紙様式10）を知事に提出し、認定証を知事に返納しなければならない。

(実績等の報告)

第13条 認定団体等は、毎年5月末までに、徳島県ユニバーサルカフェ実績報告書（別紙様式11）または県の定めるその他の方法により、前年度の活動実績を知事に報告しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、認定団体等に対して随時に活動状況に関する報告を求め、必要な指示を行うことがある。

(認定の取消し等)

第14条 知事は、認定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことがある。

(1) 認定基準その他、この要綱に定める認定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) この要綱の規定に基づく申請、届出若しくは報告を怠り、又は指示に従わなかったとき。

(4) 拠点を廃止又は1年以上休止したとき。

(5) その他、認定制度の運用に重大な支障を来す行為又は徳島県ユニバーサルカフェの信用を著しく損なう行為があったとき。

(6) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 第1項の規定により、認定を取り消された認定団体等は、認定証を知事に返納しなければならない。

(認定情報の公表)

第15条 知事は、認定情報を徳島県ホームページ等において公表するものとする。

(認定団体等の遵守事項)

第16条 認定団体等は、法令及びこの要綱の規定を遵守すること。

2 認定団体等は、認定に係る記録帳票等を、事業年度終了後3年間保管すること。

(機密の保持)

第17条 認定の業務に携わる職員は、認定の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(庶務)

第18条 この要綱に関する事務は、徳島県生活環境部多文化共生・人権課において処理する。

(その他必要な事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、徳島県ユニバーサルカフェの認定等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(別紙)

徳島県ユニバーサルカフェ認定基準

- 1 過去1年以上にわたり、月1回以上（又は年換算で同程度）拠点の活動実績（拠点を貸出しすることによる他団体の活動実績も含む。）があり、引き続き、活動を継続する予定であること。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等で休業していた期間を除く。）
- 2 次のうち、少なくとも2者以上が交流できていること。
 - ・子ども、高齢者（認知症の人を含む。）、障がい者、外国人
- 3 拠点の活動に適した有資格者等（知事が特に認める知識・経験を有する者を含む。）が参画していること。
- 4 認定制度の目的に合致した「活動方針」及び「当面目標」が定められていること。
- 5 飲食物を提供する場合には、衛生に十分注意を払い、食品衛生法等に基づいた適切な措置が講じられていること。
- 6 徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱及び関係法令を遵守していること。
- 7 その他、審査会が必要と認める事項を満たしていること。

(別紙様式 1)

徳島県ユニバーサルカフェ認定申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する拠点

名 称	
所在地	

2 添付書類

- (1) 徳島県ユニバーサルカフェ基本情報登録書 (別紙 1)
- (2) 直近 1 年間の活動実績報告書 (別紙 2)
- (3) 団体規約 (定款等)
- (4) その他必要な書類

(別紙 1)

徳島県ユニバーサルカフェ基本情報登録書

名称 (カフェ)			電話		
所在地					
運営団体等 業務用電話等 が無い場合は 記載不要。	名称				
	住所				
	電話			F A X	
	E-mail			U R L	
対象者 該当するもの 全てに○印	①子ども (乳幼児・小学生・中学生・高校生・その他) ②高齢者 ③障がい者 ④認知症の人 ⑤外国人 ⑥その他 ()				
活動日時					
活動内容					
利用料金・ 利用条件等					
有資格者等					
活動方針					
当面目標					
補足等					

上記情報を徳島県ホームページ等で公開することに同意の上で提出します。

(別紙 2)

直近 1 年間の活動実績報告書

期間： 年 月 日から 年 月 日まで

「①子ども」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「②高齢者」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「③障がい者」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「④認知症の人」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「⑤外国人」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「⑥その他」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：

※ 1：活動実績が無い欄は、削除して差し支えありません。

※ 2：内容が確認できる既存資料の提出に代えることができます。

(別紙様式2)

徳島県ユニバーサルカフェ認定通知書

番 号
年 月 日

申 請 者 殿

徳島県知事

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、徳島県ユニバーサル
カフェ認定制度実施要綱第7条第3項の規定により認定します。

1 認定番号 第 号

2 認定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(別紙様式3)

徳島県ユニバーサルカフェ不認定通知書

番 号
年 月 日

申 請 者 殿

徳島県知事

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、徳島県ユニバーサル
カフェ認定制度実施要綱第7条第4項の規定により不認定とします。

不認定とする理由

認 定 証

名称(団体等)

名称(カフェ)

認定番号	番	号		
認定期間		年	月	日から
		年	月	日まで

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第4条
に規定する認定基準に適合していることを証します。

年 月 日

徳島県知事

(別紙様式 5)

徳島県ユニバーサルカフェ認定証紛失・破損届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 認定番号 第 号
住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで認定された徳島県ユニバーサルカフェ認定証を次の理由により、紛失(破損)しました。

ついては、徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、認定証を再交付していただきたく届け出ます。

- 1 紛失(破損)の年月日
- 2 紛失(破損)の場所
- 3 紛失(破損)の状況

(別紙様式 6)

徳島県ユニバーサルカフェ認定更新申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
申請者 住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで認定された徳島県ユニバーサルカフェについて、次のとおり
期間の更新を受けたいので、徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 10 条第 2 項
により申請します。

1 申請する拠点

名 称	
所在地	

2 添付書類

- (1) 徳島県ユニバーサルカフェ基本情報登録書 (別紙 1)
- (2) 直近 1 年間の活動実績報告書 (別紙 2)
- (3) 団体規約 (定款等)
- (4) その他必要な書類

(別紙様式 7)

徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 認定番号 第 号
住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変更事項	旧
	新
変更の理由	

添付書類

変更事項がわかる書類を添付してください。

(別紙様式 8)

徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更承認書

番 号
年 月 日

申 請 者 殿

徳島県知事

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき承認します。

認定番号 第 号

(別紙様式 9)

徳島県ユニバーサルカフェ認定事項変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 認定番号 第 号
住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり
届け出ます。

変更事項	旧
	新
変更の理由	

添付書類

変更事項がわかる書類を添付してください。

(別紙様式 10)

徳島県ユニバーサルカフェ認定廃止届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 認定番号 第 号
住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 12 条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定廃止の理由

添付書類

認定証を添付してください。

その他、廃止理由がわかる書類を添付してください。

(別紙様式 1 1)

徳島県ユニバーサルカフェ実績報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県ユニバーサルカフェ認定制度実施要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

関係書類

(1) 前年度の活動実績報告書(別紙3)

(別紙 3)

前年度の活動実績報告書

期間： 年 4 月 1 日から 年 3 月 3 1 日まで

「①子ども」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「②高齢者」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「③障がい者」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「④認知症の人」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「⑤外国人」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：
「⑥その他」を対象とした活動
参加者数： 名 活動内容：

※ 1：活動実績が無い欄は、削除して差し支えありません。

※ 2：内容が確認できる既存資料の提出に代えることができます。